

告 示

埼玉県告示第九百三十四号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

川口市大字安行ほか地内

四 作業期間

令和六年六月二十日から令和七年三月二十一日まで